

昭和町で頑張る企業を応援します！

小規模企業者小口資金融資

令和3年4月から融資制度が新しくなりました！

制度の概要

- 一企業当たりの融資額上限
普通資金1,000万 緊急資金50万
- 融資期間
設備資金7年以内 運転資金5年以内 緊急資金1年以内
- 対象
小規模事業者 ※町の定める条例による
- 保証料
普通資金→3分の1補助 緊急資金→2分の1補助
※利子補給も予算の範囲内で対象とする
- 貸出利率
年1.60%

資格要件などの詳細は町のHPをご覧ください

<https://www.town.showa.yamanashi.jp/soshiki/8/187.html>



問合せ先
昭和町役場環境経済 農政振興係
☎275-8355 (直通)

・小口融資制度とは

小規模事業者の方が事業経営に必要とする資金において、金融機関を通じて低利融資を受けられる制度です。

・資格要件

- (1) 個人にあつては、信用保証委託の申込みの日以前1年以上町内に居住し、県内に店舗、工場又は事業所を有していること。
- (2) 法人にあつては、信用保証委託の申込みの日以前1年以上町内に店舗、工場又は事業所を有していること。
- (3) 信用保証委託の申込みの日以前1年以上同一の業種に属する事業を行っていること。
- (4) 信用保証委託の申込みの日以前1年間において、納期が到来した町税を完納していること。

・取引金融機関

山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫・山梨県民信用組合

・申請の方法

資格要件の有無について役場環境経済課に証明申請(必要書類④) 資格要件の証明書を持って上記記載の金融機関に申請

・必要書類

- ①昭和町小規模企業者小口資金融資申込書（様式第1号）
- ②信用保証委託申込書
- ③個人情報同意書（包括同意・初回のみ）
- ④資格要件の確認に係る同意書兼証明書（様式第2号）
- ⑤印鑑証明書（3ヵ月以内のもの）（初回のみ）
- ⑥商業登記簿謄本・定款写し（法人のみ）（初回のみ）
- ⑦営業許認可証の写し（許認可を必要とする業種のみ）
- ⑧確定申告書・決算書...直近2期分
- ※必要に応じて提出いただく書類類（⑨～⑪）
- ⑨試算表（決算終了後6ヵ月を経過している場合）
- ⑩手持工事・完成工事一覧表（建築関連業種の方のみ）
- ⑪見積書（設備資金の場合）
- ⑫診査書（昭和町商工会で発行されます）

※④資格要件の確認に係る同意書兼証明書(昭和町で発行)
⑫診査書（昭和町商工会で発行）
は、事前の相談・申込が必要となります。